



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月10日火曜日 第1877号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定(4件).....	784
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(3件).....	785
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	787
道路の供用開始(県道多喜浜泉川線).....	787
道路の区域変更(県道松山港内宮線外).....	788
道路の供用開始(県道松山港内宮線).....	788
道路の区域変更(県道長浜中村線外).....	788

道路の供用開始( " ).....	789
道路の供用開始(一般国道378号外).....	789
道路の区域変更(県道大洲長浜線).....	789
道路の供用開始( " ).....	789
開発行為に関する工事の完了.....	790

### 公 告

平成19年度行政書士試験の実施.....	790
----------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第1218号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。  
平成19年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101042	有限会社在宅福祉サービスさわやか	松山市平田町106番地3 Mサイエンス102号	吉本聡子	居宅介護	有限会社在宅福祉サービスさわやか訪問介護ステーション	松山市平田町106番地3 Mサイエンス202号	平成19年7月1日
3810101042	有限会社在宅福祉サービスさわやか	松山市平田町106番地3 Mサイエンス102号	吉本聡子	重度訪問介護	有限会社在宅福祉サービスさわやか訪問介護ステーション	松山市平田町106番地3 Mサイエンス202号	平成19年7月1日

### ○愛媛県告示第1219号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。  
平成19年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500135	社会福祉法人馴鹿	東温市西岡乙3-58	柳澤正三	就労移行支援(一般型)	トナカイ福祉交流館あい	東温市樋口字前川甲14番6	平成19年4月1日
3811500135	社会福祉法人馴鹿	東温市西岡乙3-58	柳澤正三	就労継続支援B型	トナカイ福祉交流館あい	東温市樋口字前川甲14番6	平成19年4月1日

### ○愛媛県告示第1220号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。  
平成19年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500127	社会福祉法人馴鹿	東温市西岡乙3-58	柳澤正三	自立訓練(生活訓練)	アイセルブ	東温市西岡乙3-4	平成19年4月1日
3811500127	社会福祉法人馴鹿	東温市西岡乙3-58	柳澤正三	就労継続支援B型	アイセルブ	東温市西岡乙3-58	平成19年4月1日

## ○愛媛県告示第1221号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成19年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810400121	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	檜垣美智子	居宅介護	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	平成19年6月1日
3810400121	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	檜垣美智子	重度訪問介護	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	平成19年6月1日

## ○愛媛県告示第1222号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フジグラン松前A  
伊予郡松前町筒井茶屋分 832 - 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 尾崎英雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 尾崎英雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年3月3日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
40,200平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
3,620台  
イ 駐輪場の収容台数  
825台  
ウ 荷さばき施設の面積  
1,292平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
548.8立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口18箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

## 2 届出年月日

平成19年7月2日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1223号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン松前B

伊予郡松前町東古泉東浦 676 - 1 外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 尾崎英雄

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 尾崎英雄

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年3月3日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,087平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

223台

イ 駐輪場の収容台数

69台

ウ 荷さばき施設の面積

178平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

34.4立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口6箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

平成19年7月2日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第1224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン松前C

伊予郡松前町東古泉文五郎分586外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 尾崎英雄

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社フジ

松山市宮西一丁目2番1号

代表取締役 尾崎英雄

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年3月3日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,713平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

179台

イ 駐輪場の収容台数

60台

ウ 荷さばき施設の面積

277平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

39.6立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口7箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

## 2 届出年月日

平成19年7月2日

## 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出

することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1225号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ヴェスタ川之江	四国中央市川之江町1896番1他	大規模小売店舗の名称	ヴェスタ川之江店	ヴェスタ川之江	平成18年7月24日	平成19年7月2日
		大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ代表取締役 時任 紀邦	株式会社フジ代表取締役 高橋 吉昭	平成17年9月1日	
			株式会社フジ代表取締役 高橋 吉昭	株式会社フジ代表取締役 尾崎 英雄	平成18年7月24日	
大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社フジ、釜崎一豊	平成15年4月4日			

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市郷三丁目甲1047番20地先から 同市郷三丁目甲905番4地先まで	平成19年 7月10日
〃	〃	新居浜市郷三丁目甲904番14地先から 同市郷三丁目甲888番8地先まで	〃

"	"	新居浜市郷四丁目甲547番 2 から 同市郷四丁目甲524番 2 まで	"
---	---	--	---

○愛媛県告示第1227号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市勝岡町1163番 7 から 同市太山寺町887番11まで	旧	メートル 3 3 ~ 17 0 10 4 ~ 14 5 16 0 ~ 30 5	キロメートル 1 207 0 .161 0 .191	
			新	10 4 ~ 30 5	1 213	
"	"	松山市和気町一丁目654番11から 同市内宮町603番 4 まで	旧	9 3 ~ 50 0 6 5 ~ 27 5 4 .1 ~ 21 4 6 0 ~ 33 0	1 .145 0 429 0 591 0 361	
			新	9 3 ~ 50 0	1 .145	
"	辰巳伊予和気停車場線	松山市和気町一丁目109番 2 から 同市和気町一丁目112番 6 まで	旧	11 5 ~ 32 0	0 .037	
			新	11 5 ~ 42 0	0 .037	
"	和気衣山線	松山市和気町一丁目421番 6 から 同市和気町一丁目112番 6 まで	旧	11 5 ~ 34 0	0 .020	
			新	6 5 ~ 34 0	0 439	

○愛媛県告示第1228号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港内宮線	松山市勝岡町1163番 7 から 同市太山寺町887番11まで	平成19年 7月10日

○愛媛県告示第1229号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲642番 2 から 同市長浜町下須戒甲1841番 1 まで	旧	メートル 6 5 ~ 51 0	キロメートル 0 406	
			新	7 0 ~ 20 8	0 406	
"	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1846番 1 地先から 同市長浜町下須戒甲1838番地先まで	旧	16 5 ~ 39 6	0 .088	
			新	11 9 ~ 30 5	0 .088	

○愛媛県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲642番 2 から 同市長浜町下須戒甲1841番 1 まで	平成19年 7月10日
"	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1846番 1 地先から 同市長浜町下須戒甲1838番地先まで	"

○愛媛県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	大洲市長浜字新地甲689番 7 から 同字647番17地先まで	平成19年 7月10日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜字紺屋町甲734番 5 から 同市長浜字新地甲669番 8 まで	"

○愛媛県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町仁久字イソザキ甲16番 2 から 同字 8 番 5 まで	旧	メートル 16.9 ~ 20.8	キロメートル 0.041	
			新	16.0 ~ 17.0	0.041	

○愛媛県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町仁久字イソザキ甲54番 1 から 同字14番 3 まで	平成19年 7月10日

○愛媛県告示第1234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第19号 平成19年 6月25日	東温市田窪字大坪1027番 2	松山市鷹子町65番地 1 ヴァン・ヴェール久米 3 - C 渡 部 亮

公 告

○公 告

平成19年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成19年 7月10日

財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 池ノ内 祐 司

1 試験期日

平成19年11月11日（日）午後1時から午後4時まで

2 愛媛県における試験場所

松山市文京町4 - 2 松山大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成19年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成19年 8月6日（月）から9月7日（金）まで

イ 受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください（あて先は印刷されています。）。9月7日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所については才を御覧ください。）

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成19年 8月6日（月）から8月31日（金）まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください（8月31日必着のこと。）。

名称 （財）行政書士試験研究センター

住所 〒100 8779 東京中央郵便局留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成19年 8月6日（月）から9月7日（金）まで

b 配布場所

別表に掲げる場所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

（財）行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei.shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成19年 8月6日（月）午前9時から9月4日（火）午後5時まで

この出願システムは、9月4日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接

続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（9月4日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

（財）行政書士試験研究センター

電話番号 03 5251 5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず行政書士試験研究センターへ御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成20年1月28日（月）午前9時

(2) 方法

（財）行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、（財）行政書士試験研究センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

別表（4関係） 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部新行政推進局私学文書課	松山市一番町4-4 - 2	午前8時 30分から
愛媛県西条地方局総務 県民部総務調整課	西条市喜多川796- 1	午後5時 30分まで
愛媛県今治地方局総務 県民部総務調整課	今治市旭町1-4- 9	
愛媛県松山地方局総務 県民部総務調整課	松山市北持田町132	
愛媛県八幡浜地方局総 務県民部総務調整課	八幡浜市北浜1-3 - 37	
愛媛県宇和島地方局総 務県民部総務調整課	宇和島市天神町7- 1	
愛媛県行政書士会	松山市三番町4-10 - 1 愛媛県三番町ビル1 階	午前9時 から午後 5時まで

注 土曜日及び日曜日は、配布しません。